広報 松之山

第11号

発行所
松之山町役場
電話（松之山）110・111番

印刷所
中央印刷所

町定例議会

松里中学校舎増築

～一八〇万円など～

一般会計追加予算五一一万円可決

去る六月二十七日町役場で開催された定例町議会は、松之山中学松里分校の増築工事費などを中心とした一般会計第一回追加更正予算を議決した。又国保会計では松之山浦田診療所関係の追加更正予算を原案通り承認した。

今回の追加予算総額は一般会計五百十一万円でその財源として地方交付税三百万円、松里中学校舎増築補助五十一万円、前年度会計からの繰越百万円、更に町債七十万円が見込まれている。

この追加で町総予算額は七千百七十万円となった。

支出の主な内容はつぎのとおりである。

①一二万円　松代防犯事務所ジープ及びテレビ購入の負担金。

②一八一万円　松之山中学校松里校舎増築請負金など。

③二五四万円　浦出中学屋体新築工事費の不足分。

④八万七千円　上鳥姉人会館建設負担金。

【国保会計】

診療所設備など

同月引きつづき審議承認

①浦田診療所二二万円　診療所の施設備改善などの費用。

②松之山診療所三八万円　浦田出張診療所継続費

中学統合校舎の敷地を選定

七月二十六日開催された町教育委員会では中学校統合校舎の敷地などについて研究を重ねた。

敷地候補地として考えられているのは(1)松之山部落の西うえで更に北への途中の湖林地、(2)松之山部落から鳥山へ通ずる県道わきの元保育所跡地、の二つであったが、目下の教育委員会では(2)の候補地を選定することに意見の一致をみた模様である。

なお、今回の追加予算の原案通り承認された国保会計追加予算のあらましはつぎのとおりである。

①浦田診療所二二万円　診療所の施設備改善などの費用。

②松之山診療所三八万円　浦田出張診療所継続費

お知らせとお願い

農家台帳の補正調査

松之山町農業委員会では農業振興計画の基礎資料として昭和三十四年から一農家一分の五でしたが、県で転職農家帳一を作成して利用しているが、本年度の補正調査を八月一日から各部落の調査員を通じて実施することになった。

調査員が貴宅へご参上の節は何分のご協力をいただくよう要請しています。

県民税所得割の税率が減額になります

はじめ町民税所得割の百分の四に減額することになりました。

当町では第二期分八月徴収で更正しますのでご承知下さい。

レントゲンの間接撮影を受けましょう

◇結核を早く見つけるにはレントゲン検査より方法がありません。

◇結核にかかったかどうかは自分では分からない病気です。

◇年に一度はレントゲン検査を受けて安心してゆきましょう。

◇今年も八月十八日から間接撮影を実施いたしますから万障繰合せて出席して下さい。

◇レントゲン撮影も予防注射も自分の為にやるということをお忘れにならないように願います。

合同慰霊祭

松之山町遺族会の合同慰霊祭は八月二十一日松之山公会堂で行われる。

今回新に合祀されるのは樋口貞一（湯山）小林幸吉郎（三瓶池）の二柱である

当日は午前十時から慰霊祭で午後一時から遺族の慰安会が催される。

小児マヒ予防接種終る

小児マヒ予防接種は八月五日から八月末まで各小学校区域毎に実施されたが今回の対象者数は、六才未満一歳から一九六人、小学校一年～六年生一、七〇〇人であった。

この生ワクチンの代金は六才までの者には全額国庫負担、一年～六年までの者には国、県、町でそれぞれ負担して行ったものである

消防団連合演習

松之山町消防団秋季連合演習は九月三日松之山小学校で行われる。

光開に消防ポンプ

町の消防整備計画にもとづくポンプの配置は三十六年光開部落へ四二五万円で導入されることになった。

原水爆禁止世界大会に代表参加

原水爆禁止世界大会はいよいよ八月十二日から十四日まで東京で開催される。

さきに新潟から東京への行進団を歓送した町原次郎では本年もこの世界大会に代表を送ることをきめた。

この代表は十一日の朝松之山を出発し東京へ向う予定である。

東頸城青年体育大会

東頸城郡青年大育大会は八月六日松之山小中学校グランドで若人約七百人が参加して賑やかに行われた。

すがすがしい夏日和を迎え若人の祭典にふさわしい一日であった。成績つぎのとおり。

一位　松之山　二位　松代　三位　牧

出稼先で事故死

天六島高橋幸吉さん（38才やまぐち）は七月二十九日、出稼先東京都内で土工作業中事故死したものである。

幸吉さんはつい二十日程前に出稼したばかりで家庭には妻スイ（33）さんはか

岩見堂の岩頭に立つて（三ツ木正厚す）

選挙管理委員長に大見さん

松之山町選挙管理委員会の委員は七月二十八日をもって任期が満了となったので六月二十七日の町議会で改選された。

新委員の顔ぶれはつぎのとおりである。

委員長　大見　勝平
委員　村山　豊治
小野塚与一
丸山金一郎

失業保険というもの

安塚公共職業安定所長　大島義平

失業保険法とは

失業保険法は、貧困者の多く我が国では昭和二十二年十一月一日施行になり、以来十三年間、その間数度の改正を経て両く国民に周知されるようになりました

失業者の救済については大正七年頃より種々検討され国会にも提出されましたが何回も審議未了に終り、漸く昭和二十二年十一月二十一日成立、十二月一日公布され十一月一日にさかのぼって施行になったのです

扨て失業保険とは、被保険者たる労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合に保険制度を利用して一定期間所得の保障を行い失業労働者の生活の安定を図ると共に産業に必要な労働力の維持保全を行うとする制度であります。

従って失業保険に加入している労働者は、失業中の生活の不安は解消されますので平常明るい気持で就業することができる訳です。

事業主にとっても、労働者が失業時の不安を解ずることなく就業できるようにして明るい気持で就業する為に配慮される必要があり又労働者が失業保険に加入することに労働の能率をあげることにもなり引いては事業主の利益にもなるものであります。

最近の新規学校卒業者を始め安定所の窓口にこられる求職者は、失業保険に加入している事業所に就職を希望しておりますので、優秀な人材を求めたいと思われる事業主は失業保険に加入する必要がある訳です。

加入しなければならない事業主

では失業保険に加入しなければならない事業主とは常時五人以上の労働者（常用、臨時、日雇を問わず）を雇用している事業主で労働者や事業主の意思の如何にかかわらず法律によって当然失業保険に加入しなければならないことになっております。

従ってその事業主に雇用される労働者も、又希望すると否とを問わず強制的に失業保険の被保険者となる訳であります。

但し土地の耕作、開墾、又は植物の栽培、飼育、採取、伐採の事業、その他農林の事業、動物の飼育又は水産動物の採捕、養殖の事業、その他畜産、養蚕又は水産の事業、教育研究又は調査の事業は五名以上の労働者を雇用していても強制当になりません。併し法人である場合は、その事務所に雇用される者のみ被保険者にしなければならないことになっております。

五名未満でも希望すれば

次に五名未満の労働者を所有する事業主であってもその労働者の半数以上の者が失業保険に加入したい希望があれば事業主は加入の申請を保険安定所に申請しなければならないことになっております。併し認可基準があるので、その基準に該当しなければ認可にならないことがありますから詳細は当所にて相談して下さい。

次に失業保険に加入していた場合、どのような感想があるかと云いますと、離職（解雇された場合、何かの都合で自分から退職した場合）した後、一年間の間に失業していた場合、最少九十日より二百七十日分退職当時支給されていた賃金日額の約六割が一日分として保険金が支給されることになっております。

失業者とは

では失業者とはどのような人を言うのでしょうか、それは次の三項目の条件がなければならないことになっております。

(1)労働の意思があること
(2)労働の能力があること
(3)労働できる環境であること。

でありますから安定所へ来ていただくことに就職するためであることがお分りでしょう。

先日も失業保険被保険者離職票を持って、娘さんが安定所へ来られましたが、就職はできないけれどお金を貰いにきたとのこと、色々と理由を聞いて見ますと退職した事業所の係の人が「この書類を持って安定所へ行けば退職金を貰れるから」と言われたので田植えで忙しいのだが態々安塚まで来たのだとのこと係員も苦笑しておりました。

（次号へ続く）

失業保険金の支給額

（松之山町関係だけ）

昭和三十三年	人員	二五八人
	金額	七、一二二千円
昭和三十四年	人員	二三七人
	金額	六、一三六千円
昭和三十五年	人員	二二一人
	金額	七、二三五千円

個人事業税は8月31日までに納入下さい

高田財務事務所

老令化してゆく町の人口

青年の流出続く、担い手は誰か

逃避は許されない

一口に農業の自り角というけれども、それは現在の社会構造と農業改革の結果必然的に行きついたものであろう。ことに豪雪農村の将来はどう移り変って行くのだろうか、悩みは大きい。

JRベラビイという農村人口論の学者は一農業をする者に資格試験が必要だ」ともいっている。それほどこれからの農業に経営技術の点でも優れていなければならないし、農業をめぐる客観的状勢はきびしいということである。いろいろな魅味で農村を嘆息する気持はわかるとしても、ここでもなお人間としての権利と幸福を遠かなければならないとしたら、誰がその担い手となるのか、逃避は許されないのである。

この頃都心への世帯転出があちこちで真剣に話題となっていることを聞く。ここに町の流出人口の実態と町を離れていった人々の実情を知ることも決して無意味ではないと思うのである。

生産年令人口は減ってゆく

まず農業人口の面から見ると。

主として農業に従事する人口

昭和二八年	四、〇四九人	
昭和三五年	三、二四八人	
		七〇〇人減

最も減った年令層は一五～二九才までの人口である。

昭和二八年	一、六九一人	
昭和三五年	二、二二四人	
		五三三人減

更に中学被卒業者の農業従事状況を見れば、このことを一層明確に裏付けしている。中学卒業者中の農業従事者人員。

昭和三四年	五七人
昭和三五年	三二人
昭和三六年	一六人

しかし一方三〇才以上、六〇才以上と高年令層の割合は増加しているのである。

昭和二八年	二九・四%
昭和三五年	三四・〇%
昭和二八年	一〇・九%
昭和三五年	一二・八%

このことは微しい生産年令人口の流出を示すと共に人口の老令化を示すものであり、町の将来の人口構成と生産条件を大きく変えて行くことになろう。

転出つづく三省地区

だが特異な原因もない

動けない貧農も

つぎに世帯数の動きを見よう。昭和三〇年と三五年の対比である。

地区	増	減
松之山	二	六
三省		一六
松原	五	五
上荒川	八	四
下荒川	一	
浦田	七	一〇

町全体としての差引は僅か一戸の増であるここで注目されるのは三省地区の激減である。三部落の内訳は

太郎	五戸減
小谷	七戸減
大荒戸	四戸減

となっている。このほか二戸が東京転出をきめている状況である。

農のケースには色々考えられるが、その一つには何等かの形で東京と密接に関係のある家庭であるようだ即ち生計の中心となる人が東京での生活に相当の自信をもっているという条件があげられるようだ。

三省地区だけに特異な原因があるのではない地元の人々の意見は共通で「若しうまくいかなくても松之山でなんぎをすることを思えばなんにでも耐えることが出来るから」という。しかし「しいざわが事となれば幾ばくかの土地に対する未練が何よりも先だつようだ。

水稲農業（二六才）は「いずれにしてもおやぢのすねに一つで出稼と農業で生計を支えている者にとつては

眺わう大松山大池で（高橋麓氏写す）

田を全部売つても、東京での宅地一坪にもならないから」という。毛もあれ離農の東京でのそのごは一体どうなのだろうか、以下に経営事業別の世帯数を掲載してみよう。（資料は東頸新聞社の「躍進する東頸の人々」から集計したもの）

小売店・会社・公務員・運転手・大工の順

—在京者の職業—

◇自分で経営しているもの

①菓子食料品小売店	二八
②その他の小売店	四一
③そばや	三三
④飲食店	二〇
⑤とうふ屋	六
⑥すし屋	八
⑦牛乳屋	五
⑧魚屋	一三
⑨建具大工	二七
⑩下宿旅館	七
⑪お湯や	五
⑫下請手工業	八
⑬会社重役及び社長	一〇
⑭弁護士、弁理士など	三〇
⑮文化的業	一〇
⑯その他自営業	三一

◇雇われているもの

①会社、公務員	一〇六
②官　官	一一
③運転手	一〇
④コック	六

豪雨の被害（十三年ぶり の大雨）

八月三日午後から四日の午前にかけて降った豪雨は大雨量七五〇ミリ、瞬間最大時雨量一五〇ミリで昭和二十三年七月三十一日以来の豪雨で町内の各地に被害を出した。

この降雨は蛇道川、大坪川ぞいの一帯に集中的に降つたもので、町役場産業二木課長の発表によると「小規模ではあるが町道十カ所、県道六カ所の決壊、河川ぞいの水田覆水による災害が約五町歩位」となつている。又松之山部落では床下浸水が甚しく家財道具を階上に移したりした世帯があつた。

医療費値上げ決まる

総値上率平均12.5%

長い間検討されてきた医療費が、去る七月六日から引き上げ、実施されることになりました。引きあげのあらましは、次のとおりです。

一、総引上げ率は、総医療費の約一二・五%

二、薬価、材料費をすべて一律一円二〇銭上げ。

三、基本入院料、基礎看護加算、往診料一八%引上げ。

四、有床義歯五%引上げ。

五、今回の改正は、告示が月の中途であるため、保険者負担分のみ、七月一日にさかのぼって、又、患者負担分については、公布の日から適用される

六、調剤料一二・五%引上げを骨子とする。新点数表が、実質的に、七月九日から実施されることになつた。

これから多い家畜の病気

共済組合では家畜の損害防止事業の一環として七月十七日より二十一日の五日間に亘り三人の獣医師に依り巡回（牛、馬）の健康検査を行いました。その結果、体内に寄生クギや金物のかけらをのんでいた牛が一六〇頭、胃腸をこわしたり、栄養が足りなかったりなど、病気の牛が凡そ八〇頭発出しました。牛も長い冬の間、「ふすま」や「酒かす」「わら」などを飼料の主体にされていたのが急に青草に切り替え沢山与えると、胃腸カタルや便秘を起し易く特に飼料植物の食べ過ぎは危険です。春先の五月、六月及び穀物のとれる九月、十月が一番病気が多く、しかもその約半数が過食に依る消化器病であります。

これから秋にかけての飼育管理には充分御注意下さいと。最近の家畜市場低調から見ましても神武以来の高値を示して居ります。事故数も次の表の通り増加しておりますので、事故に備えて代金が入れられる様な共済金額に加入頂き度いと思います。

記　昭和35年度（単位千円）

区分	月受状況 頭数	月受状況 一頭平均共済金額	事故状況 死廃 頭数	事故状況 死廃 共済金	事故状況 病傷 頭数	事故状況 病傷 共済金
牛	788	28	7	186	116	115
馬	65	26	2	75	14	14
計	853	（平均）28	9	261	130	129

和牛育成共励会

一位にやま花号（藤内名）

和牛育成共励会は七月二十六日松之川部落地内で開催された。当日の出場頭数は四十二頭（生後六カ月以上十八カ月未満）で小野島大立家畜保健所長、金井農業改良技師が審査の結果つぎのとおり表彰された。

▽優秀賞

村山　元治（藤内名・となり）

▽優良賞一席

田中　忠雄（坂中・かみやしき）

▽同二席

楊原甚太郎（坂下・せぎ）

▽同三席

村山堅二郎（浦山・南）

▽同四席

石塚　一松（新田・となり）

この広い空のどこかで

共通の願い、人としての権利と幸福

全体のうち自営業六一%雇われ三九%となっており自営業のうち約半数が菓子食料品小売など食べ物商売となっている。

あげ潮に乗るもの、斜陽となっているもの、東京在住者個々の経営の良否は知るよしもないが、私達はこの広い空のどこに生活の場をもとうとも、人間としての権利と幸福追求への希いを忘れたくないものである。

そのことが云る者、残る者、誰にも共通のことから対の先を渡つているようで思うように動きもとれない東京へどころか、ここで暮らしてゆくのが精一ぱいだ。

役場日記

この人達をなぜ攻めなくてはならないのか……

徴税という仕事

四月十一日、ある三十代の主婦が二才の男の子をおぶつて、夫の代りに「申告書」を持つて来た、一枚の用紙に細かく記入されている、それを私たちの前に広げる、資料と合わせながら「オマエサンタ、姑が前の申告よりも少ないが」「……」「米の総生産量が少ないしね、もう一寸取れたんではないですか、これでは反収が低すぎますね、田の場所が悪いんですか」と一々質問する。

背中の子供が両足をこすりながら云うに「オツカ、オモシロクネエーノオ、ノオマー」と、しきりに立ち去りを乞う。

×　×

たしかに私たちの仕事は、その子供が云う様に「オモシロクネエ」話しである。その子供は人が大勢集つているし、何か面白いものでも見られるのかと期待していたのかも知れない。

だが私たちにはその任務があり、出来る限り正確な数値をつかもうとする、てんで自分の知らない土地に行くと無理を云つているのか、そうでないのかわからない。時には真れみを思たり、そのような人達を何んで攻めなくてはならないのかと思つてみたりして…

×　×

この部落廻りも今年が初めてで皆さんの課税を出来るだけ公平にするために始めたわけです。

皆さんの切なる御批判を役場まで御寄せ下さいます様お願い致します。

八月の農地相談日

各地区とも八月十八日午前二時。

松之山役場、松里、浦田、布川の各農協で

住長賞は大荒戸高橋清四郎ほか八名が受賞した。

尚当日は県畜産課小林技師が農林省貸付牛の飼育管理状況検査などを行つた。

各農協で仔牛を導入

本年度町内各農協の優良和牛導入計画はつぎのとおりである。

松里農協、八月上旬二十頭、広島県尾の道から導入する。

浦田農協、二十四頭、松代市場から導入する。

松之川農協、十頭、松代市場から導入する。